

令和7年度第2回青森市入札監視委員会 会議概要

○開催日時

令和7年12月24日（水） 10時00分～11時00分

○開催場所

青森市役所 急病センター棟2階 入札室

○出席委員

委員長 藤 沼 司
委員長職務代理者 伊 藤 貴 大
委員 西 村 博
委員 百 済 飛 希

○事務局

宮 城 武（総務部契約課長）
福 原 崇（浪岡振興部総務課長）
小 原 一 剛（総務部契約課主幹）
鎌 田 圭 佑（浪岡振興部総務課主幹）

ほか総務部契約課・都市整備部道路建設課・教育委員会中央市民センター
・都市整備部公園河川課・都市整備部道路維持課

○議事

1 開会

2 組織会

3 会議

(1) 報告事項

①建設工事の入札及び契約手続の運用状況等について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○質疑なし	—

②指名停止措置等の運用状況について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○質疑なし	—

(2) 審議事項

①抽出事案（その1）について

『佃地区融流雪溝整備（7-2）工事』（一般競争入札・総合評価落札方式）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
○落札率が低い理由を確認したい。 ※案件抽出時における質問	○当該事案は低入札価格調査制度が適用される入札であり、最低制限価格が適用される入札と比べ失格基準が低く、当該事案については失格基準と同じ金額での落札となったため、落札率が低くなった。 また、土木一式は積算が比較的容易な業種となっていることから、失格基準である数値的判断基準または調査基準価格と同額での入札が多く発生するなど落札率が低くなる傾向がある。
○落札者以外では5者が調査基準価格と同額での入札だが、もし今回の落札者が失格だった場合、価格評価点が同点なので、くじ引きによって落札者が決定されるのか。	○当該事案は総合評価落札方式による入札のため、仮に今回の落札者が失格であった場合は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である5者のうち、価格評価点に価格以外の評価点を加えた評価値がもっとも高い者が落札者となる。
○価格以外の評価点の項目・点数は公開されているのか。	○青森市のホームページで公開している。 ※価格以外の評価項目一覧を追加配布

②抽出事案（その2）について

『西部市民センター中央監視盤改修工事』（一般競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
<p>○入札参加業者数が一者であった事情を確認したい。</p> <p>※案件抽出時における質問</p>	<p>○中央監視装置等の計装装置は、既存製品と互換性のある製品の取扱いが可能なことに加え、計装装置に関する工事を施工できる必要があったことから、市内電気工事に登録のある業者でも対応可能な者が限られたのではないかと思われる。</p> <p>また、電気工事は官公庁だけでなく民間からの需要が多い工事のため、当該事案の発注時に他の工事を手掛け、技術者を配置できないといった理由から入札に参加しなかった業者もいたと思われる。</p>
<p>○市は工事が受注可能となりうる業者数を把握しているのか。</p>	<p>○市では、登録業者の施工可能分野や得意分野等は把握していないため、市内に本店を有し、業種：電気に登録のある A 等級に格付された全 18 者を対象に入札を行った。</p>
<p>○今回は市内に本店を有する業者を対象に入札を行い 1 者のみの入札だったが、例えば 1 者も入札がなかった場合はどうなるのか。</p>	<p>○市内に営業所ありの業者や、市外の業者に広げるなどして、改めて入札することになる。</p>
<p>○入札が不調となった場合、予定価格を下げても再入札を行うこともあるのか。</p>	<p>○不調の理由にもよるが、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がなく不調となった場合には、設計の見直しを行い、予定価格を下げたうえで改めて入札を行うこともある。</p>
<p>○中央監視盤の故障というのはいつからなのか。また、当該事案は 7 月の入札となっているが、長い期間故障したままだったのか、どの部分に支障があったのか。</p>	<p>○当該事案における中央監視盤は、令和 6 年度中に故障しており、館内のボイラー、ガス検知器、機械警備、電気設備の警報等に支障があった。</p>
<p>○令和 6 年度中に故障が発覚していたのであれば、年度末など業者の手持ち工事がなくなるような時期に入札すればよかったのではないか。</p>	<p>○故障発生後、財政担当部局と協議を行ってきたが、令和 7 年度当初で予算が措置されたこと、また、現場調査や業者からの見積りなど設計に時間を要したことから、7 月の発注となったものである。</p>

③抽出事案（その3）について

『西田沢地区排水路工事』（指名競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
<p>○落札率 100%の事情及び、同者が別の工事（指-青 62）でも落札率 100%で契約している事情を確認したい。</p> <p>※案件抽出時における質問</p>	<p>○当該事案は、指名業者 12 者中 10 者が辞退し、2 者が入札に参加したが、2 者とも予定価格と同額で入札し、くじ引きにより落札者を決定したものである。</p> <p>また、当該事案の落札者は同種の別工事でも落札率 100%で落札しているが、この事案についても、指名されている業者は異なるものの、12 者中 10 者が辞退し、2 者が入札に参加したが、2 者とも予定価格と同額で入札し、くじ引きにより落札者を決定したものである</p> <p>例年、土木工事は 7 月～9 月に発注が多く、その半数以上が 7 月に発注となる。工期も 11 月～12 月末頃としている工事が多いことから、発注時期が遅くなるにつれて新たに技術者の配置ができない等の理由により辞退が多くなり、入札参加者も少ない傾向にあるほか、同じ土木工事であっても、道路の側溝工事と比べ、本案件と同じ排水路工事や浚渫工事などは入札を辞退する業者が多い傾向にある。</p> <p>また、積極的に落札を狙っていない理由からなのか、予定価格と同額若しくは同額付近で入札する業者は他の案件でも見受けられ、結果的に予定価格と同額での落札となったものである。</p>
<p>○質疑なし</p>	<p>—</p>

④抽出事案（その4）について

『小柳地下道排水ポンプ設備更新工事』（随意契約（一者））

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、随意契約の経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

〈主な質疑応答・意見は次のとおり〉

委員（質疑）	事務局（回答）
<p>○随意契約を選択した理由をなぜか。 ※案件抽出時における質問</p>	<p>○当該事案は経年劣化により吸上能力が低下した排水ポンプ及び排水管の更新を行うものだが、当該事案については機械器具設置に登録のある市内 A 等級業者全 11 者に対して指名競争入札の通知を行ったものの、1 者以外は当該事案の入札を辞退し本工事を施工できるのが同者のみとなったため、随意契約の方法により契約を締結したものである。</p>
<p>○落札者以外は全員辞退したとのことだが、辞退理由は把握しているのか。</p>	<p>○当該事案の工事の辞退理由については、技術者の配置が困難、当該事案の工事自体の取扱いができない、他工事と工期が重なっているといった理由であった。</p>
<p>○抽出事案（その2）も入札参加者が1者のみだが、本事案と入札手続の対応が異なるのは何故か。</p>	<p>○入札方法によって取扱いが異なっており、指名競争入札の場合は、入札会場で入札を行うため、1 者以外辞退した場合、競争せずとも落札できることとなり、競争性が確保されないと考えられることから、1 者になった時点で入札を中止としている。 一般競争入札の場合は、本市では電子入札で実施しており、入札参加者は、他の業者の参加状況を把握することができず、競争性が確保されていると考えられることから、入札手続を継続している。</p>
<p>○予定価格は公表されているのか。</p>	<p>○指名競争入札については、予定価格は事前公表しているが、一般競争入札及び総合評価落札方式については、予定価格は事後公表としている。</p>

(3) その他

①次回会議の開催日程等について

(事務局から)

次回会議は令和8年5月頃の開催を予定しており、後日調整することを確認した。

②次回審議案件の抽出について

次回会議の審議案件抽出者については、西村委員が指名された。

4 閉会